

総務委員会

令和2年12月14日（月）

午前10時00分～午後2時36分

議会第1会議室

【出席委員】松永幹哉委員長、村岡 卓副委員長、西岡真一委員、白倉和子委員、
久米勝博委員、松永憲明委員、中山重俊委員、福井章司委員、
平原嘉徳委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・総務部 池田総務部長
 - ・企画調整部 大串企画調整部長
 - ・市民生活部 三島市民生活部長
 - ・地域振興部 古賀地域振興部長
- ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○松永幹哉委員長

おはようございます。これより総務委員会を開催します。

初めに、本委員会の審査日程をお諮りいたします。お手元の審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のため、現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出ください。

それでは、審査日程につき、付託議案の審査に入りますので、総務部に関する議案の審査に関係のない職員は退席されて結構です。

◎執行部退室

○松永幹哉委員長

それでは、総務部に関する議案の審査に入ります。

第110号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第110号議案 令和2年度佐賀市一般会計補正予算（第9号）中、第1条（第1表） 歳入
全款、歳出第2款（1項18目を除く） 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑ある方は挙手を願います。

○平原委員

今、新型コロナウイルス関連の地方創生の臨時交付金の関連で説明を受けたわけですが、ここに議案を出す時点では、内々で総務省のほうからの、こういう使い道でいいというのは、その辺のやり取りはあったのですか。ただ、今、このコロナ交付金の使い方についても、非常にテレビ報道でもクローズアップされているところですが、実際公用のEV導入事業なんか1,100万円が、これが本当にコロナ対策費用で使わなければならないという事業なのかというのは、やっぱり我々も市民のほうに説明責任がありますので、その辺はどういうことでここに挙げられていたのか。そもそもこの交付金自体が幅広い使い勝手のいいというふうに解釈されていますけど、その辺はどういうことなのでしょう。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○蘭総務部副部長兼総務法制課長

まず、1点目の事前に内閣府等に確認したのかということですが、そこは我々としては、直接確認を取ったということはありません。ただし、先ほどお話のあった、内閣府が示した資料に照らし合わせて、各部署で検討を重ねたところです。公用車EVについても、具体例としてEVそのものが政策集の中に載っていたわけではございませんけれども、エネルギーの分散型とか、災害危機に強いというところもございまして、そういう意味で充電をすれば、災害時でも非常用電源として使えるというメリットがございまして、そういったところで公用車を購入ということで考えたところです。この事業を仮に使わないにしても、公用車というのは、先ほど説明の中で申しましたが、集中管理車だけで50台ほど所有しております。年次大体4台ずつぐらいをめどに買換えを行っているところですが、先ほど言いましたように、平成9年式とか平成10年式とか、非常に古い、しかも型も大型の車で燃費等もどうなのかなというところもございましたので、前倒しして購入しようというふうに考えた次第でございます。以上です。

○平原委員

いや、公用車が平成9年とか平成10年とかとって非常に古くなっていると、買換えの時期に来ているというのは分かるんですけども、やはり今これだけテレビ報道等であるように、コロナ対策費の使い道として適切かどうか、妥当かどうかというところがクローズアップされているわけですね。その中で、買換えの時期に来ているから、この交付金を使い勝手がいいからということで使ったとしたとき、やはり我々も市民に対して説明責任を負うわけですので、きちっとその整合性が取れるかどうかというのが私も今ちょっと疑問に思っているところなんですけれども。この間、市民の方々から、特に飲食業なんかは、とにかくコロナ関連で客が来ないと、どうしようと、せっぱ詰まっているというような悲惨な声も聞くわけですね。なので、そういったところには使われない、

今回補正を組んでおられますけど、そういったところに手厚いところはないわけですが、そういった中で本当にコロナ対策費で、シティプロモーション事業もしかりですけども、コロナ対策費用を使うという理屈がきちっと市民に対して理解していただけるかという点については、どんな受け止め方をされているんですか。

○池田総務部長

一つ、公用EV導入事業につきましては、先ほど担当課長が言ったように、脱炭素社会への移行、それから災害に強いまちづくりというところ。もう一つ、何で佐賀市で、何で今かというところで言いますと、去る10月20日に、市長のほうでゼロカーボンシティさの宣言をされました。2050年までに二酸化炭素の排出量をゼロにするというところを目指していくということでいきますと、市の庁舎も二酸化炭素の削減に寄与していかなければならないというところで、公用車も例外ではないというところで、今回このEV導入を図ったところでございます。今後も順次、公用車を入れ替えていく、全部EVに入れ替えていくかどうかということは別として、この機に、コロナ対策としてこのEVを入れるということはそういう理由もございます。以上でございます。

○福井委員

特にコロナ関係の臨時交付金関係は、さきの議会あたりからも当然似たようなケースがいろいろあったらと思うんですけども、当然のことながら、そういうものを予算配分について、原課もそうですけど、財政課として、その辺の考え方ということに対してやり取りというか、その辺の判断に対してのいろんな考え方というのをどのようにやり取りされてこられたのかなということをちょっと気になるんですけど、よければその辺をちょっとお聞かせ願いたい。

○大久保財政課長

財政課としましても、先ほど来の説明にありますとおり、今回の地方創生臨時交付金が、幅広く地域の実情に応じて、各自治体の判断で取り組んでほしいというような性質になっておりますので、その時々に応じて、各事業が各課から必要なものということで上がってきているというふうに考えております。その中で、国が示されました事例集等に照らし合わせながら、これはコロナ対策に当たるというような判断の下で、これまでの議会に議案を提出しているところでございます。臨時交付金に関しましては、当然配分額の上限がありますので、その上限額は必要なものにできるように、10分の10ですから、極力使い切れるような感じでというようなことも頭に入れながら、各事業の査定等を行っているところでございます。以上でございます。

○福井委員

ということは、具体的にいろんな各課のほうから、こういう配分、そういうことで使わせていただきたいということに対して、財政課とのやり取りの中で、キャッチボールをしたというようなケースはあるわけですね。現実的、具体的に。

○大久保財政課長

当然、事業が合致するかどうかというヒアリングはさせていただいておりますので、そういう事業の中身もお聞きしながら、これは行けるという判断しております。以上でございます。

○白倉委員

関連ですが、議案勉強会のときに私はちょっと資料請求して、資料をもらっているんですね。その地方創生臨時交付金の活用が可能な事業という中に、要するに新たな日常とか、そういう言葉を使っているのはあるんですが、国が今示している例の中には佐賀市が今度これをつけているかなというふうな、つけるのが適当かなというのを照らし合わせたときに、やっぱりしっくりこないものがあるんですね、私の感覚ではですね。国から出ている資料の最後のほうにこの限りではありまないと、各自治体の判断により地域の実情に応じて必要な取組を行っていただきたいと、そのことを言われていると思うんですが、その前提には、やっぱりコロナ対策というふうなことが、きちっと頭にあると思うんですよ。だから、その辺の判断は、どうせこういうのに使いましたと国に事業報告する必要はないわけでしょう、この類いのものは。そうなると、実情に応じてというのは、前文があって、実情に応じてと私は資料を見て解釈していますので、そこはどういうふうに判断されるんですかね。

○大久保財政課長

まず、この臨時交付金の活用に関しましては、国に計画書を提出して、認められた事業ということになっておりますので、この間、議会に提出しました事業、それから今回の事業も、今後変更という形では、国に示して了解をもらったものが臨時交付金の充当事業ということになってまいります。

○白倉委員

そうしましたら、各課から上がって財政課のほうでも精査されて、国にこういった事業に使いたいというのを前もって申請するんですか。

○大久保財政課長

前もってではなくて、国のほうも事前に審査までは手が回りませんので、基本的には、後もって変更申請という形で、今回上程した分を変更申請という形で国のほうに提出をすることになっております。

○白倉委員

申しわけないです。変更申請という意味がちょっと分からないんですが。

○大久保財政課長

1次配分、2次配分という形で、国のほうから下りてきましたので、まず1次配分では、緊急経済対策を行いました15億円をぼんと出していますので、その後、2次配分に基づく事業、9月補正等でおりました20数億円の分を国のほうに出しておりますので、今回も11

月補正で計上した分を国のほうに申請をするということになっております。以上でございます。

○白倉委員

そうしましたら、9月定例会で、私たちもそこまでしっかりと議論しなかったのが悪いんですけども、後もって思うと、適当かなと感じるような事業というのはあるんですね。例えば、塩害対策の樋門管理、あれなんかも恐らくコロナ交付金を使ったと思うんですけども、そういった部分も、既に使っている部分、特に9月ですが、もう国には報告してあると考えていいわけですか。特段、国のほうからは何もなかったと。

○大久保財政課長

今現在、申請している段階でございます。まだ正式に全てオーケーというところまでは、全国たくさんの事業が国のほうに申請されていますので、まだ回答がきちんと来ているところではないという状況です。

○白倉委員

そしたら、各課と財政課が勘案、精査された事業だということをちょっとお聞きしました。それで、総務部資料1で頂いているところの配分なんですけれども、今のところ、事業累計が47.5億円。既に配分されているのが27.0億円で、第3次配分はまだ未定ということで、その差が結構大きいんですよ、20.5億円ですかね。その辺のところは財政課としてはどういうふうに考えられているのでしょうか。

○大久保財政課長

これまで4月から9月、それから今回11月まで、いろんなたくさんの事業を、予算を頂いておりますけれども、全てが完全に執行できるかということ、そうではなくて、いろいろ入札等も行いますと、入札減がありましたり、コロナ関係でいろんなイベントが確実にできるかどうかというのが分からない部分もありましたので、この臨時交付金をしっかりと使っていくためには、ある程度多めの事業を計上しているところでございます。最終的な精算は3月補正の段階でさせていただきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○村岡副委員長

2点確認させてください。まず1点がEVで災害利用ということなんですけれども、どういった災害のときに活用するとか、要するに災害の内容とその2台を利用する際の、何か使用の仕方とか想定されている部分があれば教えてください。

それともう1点、シティプロモーション事業なんですけれども、これは移住を促進というのか、希望者向けのムービーということなんですけれども、どういった内容でという部分と、あと、どのような形で委託とか考えられているのか、これまでと同じような方法でされるのか、ちょっとその辺のところの内容を詳しく教えていただきたいと思います。

○蘭総務部副部長兼総務法制課長

まずEVのほうですけれども、今年の大雨とか台風の際も部分的に、長時間の停電というのはなかったんですが、部分的に停電とか、一部避難所でもそういった声も聞かれました。今後、どういったときに停電するかというのはそれは分かりませんが、これを満充電しておけば、例えば公民館等が避難所になって、その公民館がエリア的に停電したという場合は、これを持って使って使うことによって、多分3日分ぐらいは容量としてはあるのかなというふうに考えております。この給電器を取りつけることで、1,500ワット分でコンセント3つ、100ボルトで取れますので、結構幅広く利用できるのかなというふうに考えております。

コロナの関係で言いますと、避難所はやっぱり以前よりは多く開設しなければいけないような状況も出てきておりますので、そういった意味でエンジン式の発電機等も準備しておりますけれども、こういったクリーンで、安定してますし、いろんな部分で使える電源かなということで考えております。

○小林秘書課長

シティプロモーション事業の動画につきましては、今年度、移住希望者向けの動画ということで、移住を考えている人に移住先として佐賀市を選んでいただけるような、佐賀市の生活環境のすばらしさや、さまざまな魅力を伝えられる動画を作る予定であります。業者につきましては、プロポーザルを既に実施しまして、2社応募がありまして、選定して業者を決定しておるところでございます。

○村岡副委員長

もうこの事業で、プロポーザルかけて業者が決まっているということですか。

○小林秘書課長

今、動画の質問でありましたので、動画につきましては当初予算のほうで計上しておりましたので、そちらのほうでプロポーザルを行って業者決定をしております。今回、上げているのは、その動画を発信するための、情報発信するための予算ですので、そちらのほうも同じくプロポーザルを行って業者を決定したいというふうに考えております。

○村岡副委員長

動画の発信の仕方という部分についてですが、例えば、こういう媒体を使ってとか、そういう部分についての予算というふうに理解していいですか。

○小林秘書課長

今回計上しているのは、今年度の当初予算で計上していた予算で作成しますムービーを情報発信するための予算ということで計上しております。情報発信のための予算の計上でございます。

○村岡副委員長

例えば、当然都会のほうターゲットとなると思うんですけれども、具体的にどういった部分を活用してとかということまで想定されているのか。

積算の内訳につきましては、ウェブ広告が200万円。交通広告が200万円。大型ビジョン等のCMが200万円。ポスター、チラシが50万円で計上しておりますが、先ほど申し上げましたように、プロポーザルで予定しておりますので、具体的な業者の提案のほうで決定したいというふうに思っております。

○福井委員

当初このプロモーションムービーのほうの制作費自体は幾らだったんですか。何本になるのかな、1本、2本。

○秘書課シティプロモーション室長

プロモーション動画の制作費、今回、税込み349万8,000円で制作いたします。

○福井委員

制作費が349万円で、広告関係で650万円、約倍ですよ。過去にこういうケースはないよね。

○小林秘書課長

今回初めてでございます。

○福井委員

もちろん、これから入札に入りますから、今後安いということがあるかもしれないけれども、ウェブと、それから3つ合わせて、CMも含めてですけど、具体的にちょっとイメージが湧かないんだけど、どんなふうにやっていくつもりなの。あいなかに代理店みたいなのをに入れるんですか。

○小林秘書課長

プロポーザルを行いますので、そこの決まった業者が650万円、契約というか、プロポーザルで落とした金額の範囲で、提案された内容で情報発信していく形になります。

○福井委員

それだけの650万円の、とにかくいろんないわゆる代理店に下ろすとすれば、本当なら制作費をもっと増やさなきゃだめよね、中身的にも本来ならば。その辺のこの前後を考えてみると、私はちょっと金額的に多く見積もり過ぎではないのかなという気もするけど、これからのことなんで、それはよしとしますけれども、その辺の算定について、財政課としてはこれでいいというふうな判断をされたわけですね。

○大久保財政課長

都市圏におけるプロモーションですので、なかなか地方の環境とは少し違うところもあります。この機会を捉えて定住につなげたいと、ある程度、思い切ったプロモーションを打たないといけないのかなというところで、今回の判断に至っております。以上です。

○松永憲明委員

全体的なんですけれども、最初、これらの事業に関しては国に示して了解をもらっているんだと、こういうふうにおっしゃったんですけど、後で、国に申請している段階と、こ

うというような言い回しになったでしょう。後のほうが本当なんですね。最初、国に示して了解をもらっている事業だと、こういう言い方が、今度は国に申請している段階だと。どっちが本当なんですか。

○大久保財政課長

先ほど国に申請しているのは9月定例会で議決いただいた事業を、国のほうに計画を提出している最中というところでございます。今回は新たなものですので、まだ国にその計画書は提出しておりません。

○白倉委員

1件確認なんですけれども、プロモーションムービーの、これなんですけれども、ムービー自体、作成費が上がったのは当初でしたかね、ムービー自体の制作はいつ頃できたんですか。それで、今まで、今もう12月ですので、何か活用されていたんですか。

○小林秘書課長

制作はプロポーザルが終わりまして、業者が決定したところで、1月末の完成を予定しております。

○白倉委員

それは今回の媒体とかの分ですね。ムービー自体はもう作ってあるわけでしょう、できているわけでしょう、当初で。そのもの自体ですよ。それをもっと活用するために、この予算の650万円をつけたというふうに言われたと私は解釈したんですが。

○小林秘書課長

今回の移住希望者向けのプロモーションムービーにつきましては、当初予算で計上した予算を使って、今現在プロポーザルを行いまして、業者が決定して、制作しているところでございます。1月末までに完成する予定でございます。

○白倉委員

分かりました。ムービー自体がまだ制作中で、それをなお生かすためにこの650万円を今回つけたと。ムービーがもう完成していると思っていたもんですから。

それはムービーの制作のところで今回の媒体とかは関連性はなくても全然いいわけですか。ですから、新たにプロポーザルするという理解していいわけですか。それと、業者は県内とか、その辺も含めてちょっとお願いします。

○小林秘書課長

今回の情報発信のプロポーザルにつきましては、佐賀市の登録業者のうち、看板広告に登録されている業者が27社ありまして、その中に、主な取扱品目で広告を上げられている業者が15社ありますので、そちらのほうにお声をかけて、プロポーザルを行いたいと考えております。

○福井委員

当初の段階で、プロモーションムービーは関東圏にオンラインで流すという話の想定は

されていたわけですね。

○小林秘書課長

当初予算計上するときには、今年度こういった内容のムービーを作るかまでは想定しておりませんでした。コロナ禍がありまして、移住の機運が高まってきておりますので、今回、今年度のムービーで移住希望者向けに佐賀市のアピールをするムービーを使って移住者の呼び込みを図っていきたいということで決定しております。

○福井委員

ということは、先ほどの話からまだでき上がっていないけれども、制作段階ではそういうふうなことも、何とかな、中身の部分についてのいろんなプロダクションの、その中身の部分についてのコンテンツは、いろいろ変更とか、当然あっているというふうな想定でいいわけね。

○小林秘書課長

プロポーザルをする際には、今言いましたように、移住希望者向けということで、佐賀市の魅力を発信していただくということで、プロポーザルを行って業者を選定しております。今から制作に入っていきますので、その中では、いろいろな業者とのやり取りの中で、佐賀市の魅力を幅広く伝えるような内容にしていきたいというふうに思っております。

○福井委員

これは意見ですけど、そうすると、本当の意味でこれから650万円をかけていろいろとやっていくとすると、そういったところのニーズ、双方の情報交換みたいなことをやっていかないと、作ったけど、これはやっぱり地方版やなというふうに思われなようにしとかなないと、先ほどもどこどこに、関東圏でもこういうところですよということになったとすると、そういうところにフィットできるような内容というものをきちんと作っていかないと、宝の持ち腐れになるということをちょっと懸念しますので、その辺はぜひしっかりと対応していただきたいと思います。

○小林秘書課長

今回のムービーにつきましては、東京圏を中心に発信していきますが、全国の方、どこの地方の方が見られても、佐賀市の魅力を感じていただけるような内容にしたいと思っております。東京圏に今回発信をするのに理由がありまして、地域政策課で実施しております移住支援金が東京圏から佐賀市への移住者をターゲットとしております。

それと、東京圏のほうで、移住に関心を持たれた方、移住について考えられている方の身近な相談先として、東京の有楽町に、ふるさと回帰センターのほうに、県のほうが移住サポートデスクを設置しておりますので、そちらのほうで御相談いただけるということと、あと昨年度、ふるさと回帰センターのほうで約1万人を超える来場者にアンケートされた中で、移住希望地ランキングで佐賀県が8位になりまして、20代が第3位、30代が5位という高い関心を持っていただいているということもありまして、東京圏のほうに発信をする

という形で進めております。以上です。

○中山委員

事業の中でプロモーションの中で、どれくらいが佐賀県に来ようと、佐賀市に来ようと、そういうのをどれくらい想定されているんですか。

○小林秘書課長

具体的なそこまでの想定はしておりません。

○中山委員

目標はあると思いますけど、これだけのお金を使うから。どうですか。

○小林秘書課長

先ほど言いました移住支援金先月確認したところでは、問合せが6件で、実際の申込みが1件ということでしたので、1件でも増えるようにしたいというふうな目標を持っているところでございます。

○中山委員

この手の事業の中で、これまでの移住者というか、そこら辺はどれくらいあるんですか。プロモーションをやった中で、あるいはこの間、ないんですか、あるかないか。

○小林秘書課長

そこは、今まで移住向けのプロモーションはやっておりませんので、こちらのほうにデータとして持っておりません。

○久米勝博委員

先ほど県のほうもこのような事業をなされると言われたようなんですけど、これはあくまでも佐賀市独自で佐賀市のことをPRする事業なんですかね。

○小林秘書課長

今回、発信するのは、あくまで佐賀市に対して移住していただくためのムービーを発信するという内容でございます。

○久米勝博委員

やはりあんだけ広い東京圏で、佐賀市だけで広報ができるのか、予算的にこれくらいの予算で佐賀市の情報が発信できるのかなというのを懸念して、やはり佐賀県で佐賀のアピールした中で、もっと佐賀自体をアピールするような事業とコラボしてもいいかなと思ったんですが、今回はあくまでも佐賀市ですよ。それじゃ、より効果が出るようによろしくをお願いします。

○松永幹哉委員長

意見でいいですか。ほかにないですか。

1点だけですけれども、先ほどのEV車の給電器は今回の予算の中に入っているんですか。

○蘭総務部副部長兼総務法制課長

給電器が1台当たり71万5,000円ということで入っております。

○松永幹哉委員長

それでは、ほかに質問がないようですので、総務部に関する質疑を終わります。

総務部の職員の皆様は退席されて結構です。

◎執行部退室

○松永幹哉委員長

ここで休憩を取ります。再開は11時15分予定です。

◎午前11時02分～午前11時15分 休憩

○松永幹哉委員長

総務委員会を再開いたします。

それでは、企画調整部に関する議案の審査に入ります。

まず、第139号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第139号議案 財産の取得について 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑ある方は挙手をお願いします。

○白倉委員

各課に2台とプラスアルファということで、市長、副市长等も含めてということでお聞きしておりますけれども、要するにテレワークの対象となる、テレワークを推進されている中で、そのときにテレワークする職員が借り出すという形になるんですか。その辺とデータ自体の取扱いなんかどういうふうに整理されているんでしょうか。もちろん重要なデータも入ってくるでしょうから、お願いします。

○宮崎情報課長

テレワークの各課に配置する2台につきましては、今のところ予定としましては所属長が、職員に対して利用を許可するということを想定しております。ですから、各課の所属長が部下に対して利用を推進していくという形を取っていく形になります。2台ですので、職員の数によっては、当然足りなくなったりとか、そういうこともありますので、その分につきましては、情報課のほうで予備を準備しております。予備台数を30台ほど準備しておりますので、それで対応したいというふうに考えております。

○白倉委員

そうしましたら、あくまで、重要なデータが入るとか入らんじゃなくて、テレワーク用というふうに考えていいわけですか。

○宮崎情報課長

あくまでテレワーク用ですけれども、このテレワークが、実際に市役所の中で作業しております電子決裁であるとか、文書ファイルの作成であるとか、そういったものを自宅の

ほうからできる環境をつくりますので、そのためのテレワーク用のパソコンです。ですから、専用のパソコンという形になりますから、ほかのパソコンで接続するということはできません。内容については情報系の内容、情報系の業務に使う分については全部見る事ができるようになっています。以上です。

○村岡副委員長

ということは、日常使いをする中で、テレワークに対応するという考え方ではなくて、あくまでテレワーク専用の機器を各課に持っておくという管理の仕方ですか。

○宮崎情報課長

テレワーク専用の端末になりますけれども、テレワークだけに使うのではなくて、先ほど説明にありましたけど、モバイルワークということで、出張とか、それから庁外の用務で持っていても利用できるように、その環境を整えていくというものです。実際にWi-Fi環境があるところであればどこでも使うことができます。そのための端末の導入という形になります。課長が許可をするということに言っていますけれども、それはあくまで、そういったいろんな利用を考えて使っていただく、テレワークという考え方だけでなく出張でも使っていていいですよ。そういったときに庁外で用務があるときにこれを使いたいというときに、課長が許可して使わせると、そういうような使い方を考えているところです。

○村岡副委員長

今、とりあえず庁内、庁外という区分けが示されたんですけども、要するに自分のオフィスのところでなくても使えるという部分で、例えば、庁内にはいるんだけど、別のところに持って行って仕事をするとかという部分。多分、この庁内だとWi-Fiはどこでも大丈夫なので、そういう使い方も想定されているんですか。

○宮崎情報課長

このWi-Fi環境といいますのは、インターネットに接続できるWi-Fi環境でないと使えません。今庁内で使えるWi-Fi環境というのは情報系ネットワークというものにつながるものでして、インターネットに直接接続できる環境ではありません。ですから、そのために必要なネットワークの環境整備というのは必要になるんですけども、今、全庁的にそれをやるという予定では、今のところありません。後ほど説明はするんですけども、一部のところではそれを整備する形を取ります。

○村岡副委員長

そしたら、いわゆる通常のWi-Fiを使って使用するという事は、何というかな、セキュリティの心配なところでも逆につながってしまうという部分があるんですけども、そういったところの対策というのはどんなふうにされていますか。

○宮崎情報課長

通信のセキュリティに関しましては、電子証明書というのを、その専用の端末の中に入

れております。電子証明書と通常のID、パスワードと2要素の認証を行っておりまして、これで非常にセキュリティは高くなっております。実際に、2要素にした場合の侵入というようなことについては、突破されたという事案について私どもはまだ聞いたことがございません。よくニュースで、テレワークがターゲットにされているというお話がありますけれども、あれはIDとパスワードだけで、しかもパスワードが非常に脆弱で、分かりやすいパスワードをランダムに適当に入れて、それがマッチしたというケースがあるみたいです。ですから、そういったケースには、私どものテレワークシステムは該当しませんので、セキュリティ上は大丈夫だというふうに考えております。

○福井委員

ちょっと全体のスケジュールを確認したいんですけど、今回一応180台を購入するということで、納入は年度内ですか。それが1点と、それから、具体的に運用した場合に、とりあえず各課2台というけれども、当然ながら使用頻度が多いところと全然使っていないということはあると思うんだけど、その辺の見直しみたいなことは大体いつ頃をめどにしていくのか。その辺をちょっと確認しておきたい。

○宮崎情報課長

納入につきましては年度内で整備を行ってまいります。4月から実際に各課に配付しまして、運用していくことにしております。先ほど福井委員が言われましたように、各課の利用頻度というのは当然変わってくるかと思しますので、その辺のモニタリングは1年間ぐらいはやりたいというふうに考えております。それで、モニタリングした上で、本当に適切な配置が、どこが適切な配置なのかというのを確認した上で台数の変動を行っていきたいというふうに考えております。

○福井委員

執行部のどこだったかな、教育委員会が学校関係も含めていくと、相当使用の要望が多くて、大半がほとんど教育委員会に持っていかれたというふうにはいかないんですけども、教育委員会中心のようなスタンスになってきたと、そういう可能性も佐賀市の場合ないとは言えないんでね。その辺のことを含めて、そういう利用頻度のモニタリングの部分というのは、やっぱり慎重かつ展望を持ってやらなくちゃいけないと思うので、その辺のこの考えはちゃんとしていってほしいと思うんだけど、どうですか。

○宮崎情報課長

台数が180台で不足するかどうかということについては、ちょっと実際やってみる必要があると思うんですけども、足りない場合は、増設というのは当然考える必要があるかなと思います。九州管内の県庁所在地関係を見ますと、大体100台から200台ぐらいが平均的な台数になっておりまして、ちょっと熊本市だけが3,000台という、ちょっと極端に多いところなんですけれども、そこまで整備する必要はないのかなというふうに思っているところです。

○白倉委員

参考までに、落札した機種は何を用意されたのでしょうか。それと、入札するに当たって、佐賀市のほうからこういった機種というか、いろんな条件は出されていたのでしょうか。2社しか応募もされていませんので、その2点をお伺いします。

○宮崎情報課長

落札されましたパソコンの品名ですけれども、メーカー名が富士通、品名がライフブックU7310-Dというものです。これは13.3インチの小型用のノートパソコンになります。仕様につきましては、それなりのものをつくってやっておりますが、CPUにつきましては、インテルのコアi3のもの、それからメモリーは8ギガ、OSはWindows 10プロフェッショナル、SSDにつきましては128ギガといった、パソコンそのものの細かい資料をうちのほうで指定しまして、それに合わせて入札していただいているというところで

○松永幹哉委員長

ほかに質問ありませんか。

○西岡真一委員

パソコンの紛失とか盗難の場合、システムから遮断するとか、そういうようなことはできますか。

○松永幹哉委員長

分かる方で。

○宮崎情報課長

紛失した場合に、パソコンそのものはOSがWindows 10ですので起動することはできるんですけれども、テレワークで侵入しようとするとなると、電子証明書はインストールされています。ですから、電子証明書を無効にすることで、それは利用できなくなります。

○西岡真一委員

そういうことで、管理にはかなり所属長の責任が重いと思いますので、そこはしっかりやってもらいたいと思います。非常に便利なものですから、これはちょっと余談みたいになりますけれども、中には、このテレワーク用の端末を持って行って、会議とか研修で内職をする人もいるかと思いますが、そういうのは、会議とか研修を受けている際に内職する人だっていると思います。この辺は御注意いただくというぐらいでいいかと思います。よろしくお願ひします。

○松永幹哉委員長

ほかにないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、第139号議案の質疑を終わります。

次に、第110号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第110号議案 令和2年度佐賀市一般会計補正予算（第9号） 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑ある方は挙手をお願いします。

○久米勝博委員

110号議案の公共交通維持特別支援の中で、タクシーの補助、各社30万円となっていますけれども、保有台数がこれだけ違う中で、各社一律の30万円というのは、どういう根拠なんですかね、この30万円の根拠。

○星下企画政策課長

タクシー事業者のほうですけれども、まず県が5月補正で、1営業所当たり20万円という補助を創設されてございます。今回、佐賀市につきましては、30万円プラス1台当たりということで、定額の補助を30万円、あと、もちろん会社によって規模が変わってきますので、そこについては加算額ということで、車両台数の1台当たりということで加算をつけていただいているところでございます。

○久米勝博委員

そしたら、30万円というのは、あとの1台当たり5万円ということで差が、ちょっと言うと、また違う補填という意味なんですよ。分かりました。

そしたら、その5万円というのは、その会社で、会社の維持費、運転士の賃金に、それは会社でどうにでもできるんですか。

○星下企画政策課長

こちらは今回コロナの影響を受けまして経営が非常に厳しくなっているタクシー事業者ということで、公共交通の一端を担っていただいておりますので、そういう意味での支援金で、今回お願いしているものでございますので、受けられた会社ごとにその用途は考えられるところでいいかなというふうに思っております。

○久米勝博委員

今、忘年会シーズンなんですけど、佐賀市内に誰もいません。タクシーも空車ばかりが走っているんですよ。やはりこの5万円が運転士にも行ったらなと思ったんですね。

○白倉委員

議案勉強会のときもちょっと質問が上がっていたんですけど、ちょっとよく、そのときは理解できなかったもんですから、同じ企画調整部の第110号議案ですけれども、市営バス、昭和、祐徳、西鉄バスというふうに一応上がっていますが、これは佐賀市だけの分、ほかの自治体にまたがって運行しているところなんかも今現在では把握されていますか。どのように対応されるか、同じような補助金を出されるとか出されないとか、議案勉強会のときにはまだよく把握されていなかったと思うんですけど、今現在ではどうで

しょうか。

○星下企画政策課長

こちら、まず県のほうが9月補正で民間の路線バス事業者に対する経営支援の補助金を措置されてございます。また、県内のほかの自治体ということでございますけれども、利用促進のための補助金を、例えば宅配とか、そういったデリバリーに関するような補助というのはございますけれども、こういった形での経営支援的な予算というのは県内ではございません。

○白倉委員

そしたら、例えば祐徳バスなんか、ずっと向こうのほうまで伸びていますよね、昭和バスもですけども、そういうところの、ほかの自治体は今のところつけていないと。というのが、頑張っていて佐賀市内の路線を走っていただかないと、やっぱり我々も不便なわけですよ。ですから、その辺は県内自治体がいろいろ話し合っとか共同してとか、路線をきちっと維持してもらうために、こういうふうな共通認識ではというのはできなかったんですか、されなかったんですか。

○星下企画政策課長

県全体の路線網の維持につきましては、先ほど申し上げましたように、県が経営支援的な補助を9月のほうで予定しております。今回、佐賀市が今回の予算をお願いするに当たりまして、今御指摘の、例えば昭和バスの唐津市ですとか、祐徳バス本社がある鹿島市にもお尋ねしたところなんですけれども、こちらそれぞれの自治体の考えもございまして、そのような支援措置はされていないということで聞いてございます。

○松永幹哉委員長

ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑がないようですので、以上で企画調整部に関する議案の質疑を終わります。

企画調整部の職員の皆様は退室されて結構です。

◎執行部退室

○松永幹哉委員長

それでは、市民生活部に関する議案の審査に入ります。

第110号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第110号議案 令和2年度佐賀市一般会計補正予算(第9号)中、歳出2款(1項18目を除く) 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑ある方は挙手をお願いします。

○村岡副委員長

このマイナンバーカードの窓口増加で対応されるということですが、これはある程度期間を想定しての増加なのか、これからずっとそういう形で対応されるのか。

○片渚市民生活課長

常設的に、今後、南玄関の東側を相談コーナー、水道窓口、執務室の今の総合カウンターのほうをマイナンバーカードということで、常設というふうに考えております。

○松永幹哉委員長

ほかにないですか。

登記情報管理システムの導入事業なんですけれども、これはあくまでも行政の中で情報を必要な部署が共有するというので、市民に対して、これが今後提供できるような情報として扱われるということはないですよ。

○小林資産税課長

委員長おっしゃられたとおり、まずは行政内での確認だけになっております。ただ、その先について今のところまだ何も情報として入っておりません。

○白倉委員

今、改めて、以前にメールで送っていただいた、マイナンバーカード受付窓口の増設という資料を読んだんですけれども、国からの各自治体に対する目標パーセンテージというのが恐らく示されていると思うんですね。そのパーセンテージと、参考のために、今、佐賀市が登録されているパーセンテージをお願いします。

○片渚市民生活課長

国からは令和4年度末を100%というふうに目標を定められております。

今年度、佐賀市は28%を目標にしてきておりますが、11月末時点で佐賀市25.4%となっておりますので、今年度末も徐々にではございますが、30%程度を目標にさらに事務処理をしていきたいというふうに思っております。

○白倉委員

窓口が非常に相談者が多かたり増加したというふうに理由づけに書いてあって、そのとおりだと思うんですけれども、一つにはマイナポイントというのを国がつけたので、この機会にマイナンバーカードをつくらうかという、いつかそういうのがあったんですね。今回、こうやって窓口をつくるんですけれども、そのいつかのばっと見えたようなことはちょっと想定しにくいんですが、また国が何かの政策補助をつければ別ですけれども、やっぱりこれは必要ですか——必要ですかというのはおかしいんですけれども。

○片渚市民生活課長

先ほど御説明いたしましたQRコードつきの申請書につきましては、今月末から3月までに、現在未申請の15万人の方に再送付されます。それをきっかけに、また新たに申込み、交付手続をされる方が増えます。

それから、令和3年3月から随時、保険証との利用、利活用も始まってまいりますので、

そういったことをきっかけにまた申請者が増えます。

それから、最近マイナポイントにつきましても、6か月延長するというお話も出ておりますので、そういったことをきっかけにさらに窓口に来られることが、増加することが見込まれております。

○福井委員

マイナポイントの獲得者というのはパーセンテージ、どれぐらいですかね、持っている方。その辺は全然課が違うから把握していない。

○片渚市民生活課長

そちらのパーセントは把握できておりません。

○福井委員

効果があっているのかどうかということを見ると、できればちょっと情報ぐらいは取っていたほうがいいと思うんですけどね。それはぜひお勧めしたいと思うんですが、どうでしょうか。

○片渚市民生活課長

今後、確認させていただきたいと思います。

○松永幹哉委員長

それでは、ほかに御質疑はないようですので、以上で市民生活部に関する議案の質疑を終わります。

市民生活部の職員の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○松永幹哉委員長

それでは、地域振興部は午後からにしますので、再開を1時とします。休憩いたします。

◎午前11時52分～午後1時 休憩

○松永幹哉委員長

総務委員会を再開いたします。

それでは、地域振興部に関する議案の審査に入ります。

第120号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第120号議案 佐賀市公民館条例の一部を改正する条例 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明に対して委員の皆様から御質疑をお受けいたします。質疑ある方は挙手をお願いします。

○中山委員

今、供用開始を別途知らせるということですが、およその、例えば4月とか5月とか、そこら辺はないんですか。

○大坪公民館支援課長

勸興公民館の供用開始は4月当初というふうに考えております。

○白倉委員

ちょっと2点お尋ねします。同時に勸興公民館の見取図も裏面につけていただいているんですが、これは参考のためになんですけども、ここは入り口を入ったところが御影タイルというふうになっているのは、これは土足で入れられるような感じで設定されているのかというのが1点。

もう1点が、恐らく建設検討委員会が立ち上げられてずっと協議されてこられたと思いますが、使用料の条例の中に和室が入っていないで、見たところ、和室がないんですね。和室を取っていない公民館というのは、今まであまり見ないんですけども、どういう話合いの経緯の中でそれが決まっていたのか。というのも、やっぱり和室が欲しかった、何で和室がないんだろうという声も聞かれるもんですから、その経緯と、2点お願いします。

○大坪公民館支援課長

まず最初のホールですけども、こちらにつきましては、玄関のところで靴は脱いでいただくという仕様になっております。

それから、2点目でございます。畳の部屋がない理由ですけども、地元の建設検討委員会の中で協議する中で、公民館は高齢者の利用が多いということがありまして、椅子を利用される利用者の方が多い、そういった意味で和室をつくるよりも、それ以外のスペースを少しでも広くしてもらいたいというふうな要望が地元から寄せられましたので、そのことに応えた形となっております。

避難所等で畳やマット等が必要な場合につきましては、置き畳、置きマットということでも対応させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○福井委員

これは、例えば、いざ災害となった場合に、そういう防災のための倉庫みたいなものというのは、いわゆる駐車場のところに置くわけですか。そうしたものは全く考えていない、逆に考えていないのかどうか。

○大坪公民館支援課長

防災倉庫につきましては、つけている図面の左側の中ほどに防災倉庫を記載させていただいております。調理実習室の上になります。

○福井委員

駐車場は、もう聞いたかもしれませんが、何台ぐらい止まる予定になっておりますか。

○大坪公民館支援課長

駐車場は、今、公民館が建っているところの建物をなくしまして、大体44台駐車可能になるかと思っております。

○福井委員

あそこはかつて教育センターで使っていたときも、交通の安全確保というのはなかなか大変だったんだけど、これは移動のところで何らかの交通安全のための対応をされていますか。ただそのままですか。

○大坪公民館支援課長

現状を駐車場から公民館に行くというところで、何か安全策というところは、まだちょっと検討を今はしておりません。

○福井委員

高齢者の方が使われることもありますし、やっぱり夜間の使用も結構あるわけですから、この辺結構、いわゆる一方通行のようであり、逆もあり得るんで、その辺、注意しておかないと、安全確保というのは問題になってくると思うんです。現場の校区の聞き取りの中ではどうだったか分かりませんが、その辺は念を入れておいたほうがいいと思いますので、その辺の見解はいかがでしょうか。

○大坪公民館支援課長

公民館、また地元のほうと十分協議しながら、安全確保には努めてまいりたいと思います。

○松永幹哉委員長

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑はないようですので、第120号議案の質疑を終わります。

次に、第121号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第121号議案 佐賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。質疑ある方は挙手をお願いします。

○松永憲明委員

改めて、公民館活動運営については、社会教育法だとか、あるいは公民館の設置及び運営に関する基準というのがあるわけですが、それにのっとって行われていくということについて確認しておきたいんですけど、いかがお考えなんでしょうか。

○大坪公民館支援課長

先ほど委員がおっしゃられたように、公民館は、今の運営をそのまま引き継いで行うということになってまいります。

○松永憲明委員

だから、社会教育法だとか、設置や運営に関する基準というものに沿って行うということなんですかと聞いているんです。

○大坪公民館支援課長

はい、その基準に従って行うものです。

○松永憲明委員

そうした場合、改めてもう一回、首長部局所管とする必要性について、社会教育委員の会議が、7月1日にあっていると思うんですけども、その中で疑問を呈された委員の方もいらっしゃったようですね。議事録を読みますと、そういうところがあるんですけども、首長部局とする必要性、先ほどもちょっと述べはされましたけれども、必要性と、それから、どのような効果を狙うのか、この2点について教えてください。

○大坪公民館支援課長

必要性の部分は、先ほども申し上げましたとおり、現在、補助執行という形で地域振興部のほうで行っておりますので、移行することでのデメリットということはないと思っております。

もう一つ、地域の拠点施設というところの強化、それから、市長部局と一緒にやることで、今まで公民館として取り込めてなかった、今まで公民館の中で事業とか組み立てていたものを今回市長部局の中に入って市長部局と一緒にやることで、公民館で行うことのできる社会教育の幅も広がるというふうに考えております。以上です。

○松永憲明委員

どういう効果を狙うかというのは、先ほど来から述べていただいたので、それは分かりはするんですけども、そういった上に立って、今後の公民館活動というのをどういうふうにしていくつもりなのか、ちょっと教えてください。

○大坪公民館支援課長

公民館活動の中で、私たちが一番重要視しているのが、社会教育の充実というのが一つと、あと、地域の拠点というところになります。地域の拠点になるためにはどういったことをしていかなければいけないかという、やはり地域で地域活動の中心となって活動していただく方を多く見つけていく、一緒に学んでいくということが大切になってくるかと思っておりますので、そういったところについて、より一層力を入れていきたいというふうに考えております。以上です。

○松永憲明委員

そうなってくると、専門職としての公民館主事、名称はどうであれ、そういった専門職が必要だと私は思うんですよね。今おられる方々も、そういったことにはかなり造詣を積んであると、造詣が深いんじゃないかと思うんですけども、それはいろいろいらっしゃるかも分かりませんがですね。そういったことで、今の公民館主事の必要性と果たす役割ということについて、公民館の設置及び運営に関する基準の8条にも書いてあるし、社会教育法でいうと、必ずしも置かなければならないとはなっていないですね。置くことができるということになっておりますけれども、必要性からして、今のようなことからすれ

ば、やっぱり公民館主事に相当する人が必要ではないかと私は思うわけですね。その辺について、どういうふうにお考えでしょうか。

○大坪公民館支援課長

研究会のときもちょっとお答えさせていただいたかと思いますが、専門職主事をそのまま採用し続けるということは考えておりませんが、今後は会計年度任用職員等につきましても、社会教育主事の資格を持たれている方とかは募集していきながら、そういった公民館の現在の公民館主事として仕事ができる職員は維持し続けていきたいというふうに思います。また、当然、社会教育主事に必要な研修も力を入れていきたいというふうに考えております。以上です。

○古賀地域振興部長

補足で、社会教育の拠点として維持するということで考えていることとしましては、教育委員会が実施方針として佐賀市の社会教育の指針というのをつくっております。この指針を基に事業を展開していくわけですが、必ず事業をやった後には社会教育課と事業の実施計画、それから年度終了後の事業評価、こういったことも引き続きやっていこうと思っております。

それと、松永憲明委員がおっしゃるように、人材が重要になってくると思うんですが、先ほど課長が申しましたとおり、社会教育主事の資格を持った人間がおったほうがこれは進めやすいということで、今、専門職主事の中に資格を持った者が15名おります。そのほかにも、一般職主事、公民館長で5人、それと公民館支援課の職員そのものも2人、それと、それ以外に市の職員として29名、今分かっているだけで、資格を持った者がおりますので、その51人を中心に社会教育に関する取組というのを衰退しないようにといたしますか、今まで以上にできるような形を取っていきたいと思っております。それと別に、人材の育成も心がけていきたいというふうに思っております。以上です。

○松永憲明委員

そうした場合に、今現在いらっしゃる公民館主事を正式な職員としていくということで、既に試験もあったと聞いているところなんですけれども、どのような手続でこれを実施されていったわけですか。

○大坪公民館支援課長

現在、専門職主事で60歳未満、来年4月に60歳未満の職員で、希望する職員について、一次試験を8月に実施しておりまして、二次試験を10月に、作文試験と面接試験を実施しております。以上です。

○松永憲明委員

それで、選考試験をされておるといことですが、その中で全員合格されておれば、私も、ここで言うつもりはなかったんですが、どうも不合格者がおられるということや、補欠合格者と合格者と、3通りに分かれているように聞いているところなんで

すよ。実は昨日も電話いただいて、落ちたもんねという話だったんですよ。えっと思って、私もいろいろ関わりをもった方であったもんですから、えっと思って聞いたところだったんですけども、そういうふうに3通り、合格者、それから補欠合格者、不合格者と、そういうようになって、今の方たちを切っていくような形が取られたというふうに思うんですけども、この点についていかがお考えなんですか。

○古賀地域振興部長

切っていくというよりも、これは地方公務員法に基づいて職員を選考すると。競争試験と選考という形があるんですけども、今回は、先ほど課長が申しましたとおり、選考という形で、一次試験を8月に、基礎能力試験と適性試験を行って、そして二次試験で面接試験を行って、総合評価で合否を判断しているというふうに思っております。以上です。

○松永憲明委員

この公民館主事の方々は、雇用保険等はないわけでしょう。入っておられないでしょう。だから、3月まで勤められた後、例えば不合格者の方は失職ですよ。だから、58、59歳となって失職して、あと何もすることなかよというような話になってくるわけですよ。そういったところについては、何か思いをめぐらすとか、何か考えておられたんですか。それはもう仕方ないと、しょうがあるもんかいということなんですか。

○大坪公民館支援課長

今回この専門職主事に対する合否の通知と併せまして会計年度任用職員ですとか、あと任期付職員の募集要項も応募しておりますので、応募用紙を配っておりますので、そういった方については、そういった職を受けていただければというふうに考えて、御案内したところ。会計年度任用職員ですとか任期付職員の募集の案内を、今回この選考試験を受けた公民館職員には全員送っておりますので、その中で受験していただければというふうに考えています。

○松永憲明委員

これは12月1日の市報に出ていることをおっしゃっているわけですかね。

○大坪公民館支援課長

はい、そうです。

○松永憲明委員

公民館職員の方々からちょっと話を聞いたところでは、何かだまされたというような言い方をされたんですよ。だまし討ちにおうたばいと。何か選考試験がそう問題が多いもんじゃないというように認識しとったと、その話を聞いてですね。だから、恐らくやり取りがあった上でのことだろうと思うんですけどですね。だから、早く言うと、だまし討ちにおうたようだという言い方だったんですよ。それを聞いて私も、えっというような気持ちになったんですけど、だから、そういったところは公民館の職員の方々と十分話がなされておったのかな、どうだったのかなと思うんですけども、そこら辺についてはいかが

なんですか。

○大坪公民館支援課長

今回は正規専門職主事の正規職員化というのが、言ったら、嘱託職員、非常勤職員という身分を公民館に置いておくということができなくなったのが一番の理由です。それで、選考試験を希望者は受けれます。ただし、専門職主事という仕事はなくなりますという説明はさせていただいておりました。あくまで選考試験ですので、合格の基準に達していない方については、残念ですけれども、合格ということにはならなかったのかなというふうに思います。

○松永憲明委員

最後にしたいと思いますけど、高齢になって、60近くになっておられる方が、十分勉強されたのかどうか、それは知りませんよ。どういう試験があるのかというのを私も知らないんですけれども、やっぱり、職員の方々は軽く考えておられた方もいらっしゃるんですよ。それは皆さん、公民館支援課の方々とやり取りの中で、そういうニュアンスで受け止めておったというようにははっきりおっしゃいました。だから、だまし討ちに遭ったように思うということも言われたわけなんです。かなり、そこら辺は心外されておったようでした。これは1人、2人の話じゃないんですよ、多くの方がそういうふうに思われておられて、これで果たしていいのかなと。一番最初、私が申し上げたように、専門職の人がいると。その名称はどういう名称をつけるか、いろいろあるでしょうけれども、やっぱりそれが必要だということについては共通認識を持っていると思うんですね。だから、今の方々をどう生かしていくのか、そして、さらに次の人材をどうつくっていくのかというところが、これから先の公民館活動の在り方をよりよくしていくことになっていくと思うんですね。だから、試験を落っこちたからあんたたちはもうだめよと。もちろん、会計年度任用職員で、また引き続きやろうと思われる方が出てくれば、それはいいんでしょうけれども、一旦落っこちて、もうよかろうというようにされるか、それは本人の判断になろうかと思うんですけど、もうちょっとそこら辺は十分な話し合いをしておく必要が僕はあったと思うんですけども、部長、どがん思いましたか。

○古賀地域振興部長

当然、専門職主事から正職員になるというときに、対象となる専門職種、主事の皆さんも含めて全員に面接しています。その中で、先ほど課長が申したようなこともきちっと説明しております。採用については、先ほども申しましたとおり、公平性を期さなければいけませんので、地方公務員法に基づいてきちっとやるのが前提だというふうに思っております。ただ、今までお勤めいただいている方々なので、なるべく合格してほしいという思いはありますけれども、そこはきちっと試験というものがございしますので、そこで合格というような形で正規職員になっていただきたいというふうに思っております。

それと、あと、不合格になられたとか補欠になられたという方がどのくらいいらっしゃる

るといのは、私のほうも担当していませんので把握はしておりませんが、その方々に対してもやっぱり会計年度任用職員をできれば受験していただいて、会計年度任用職員という形ででも公民館に引き続き勤務していただければと思っていますけれども、これはあくまでも本人の希望でございます。ですからそこは、こちらからお誘いはできるんですけれども、最終的には御自身で判断していただきたいというふうに思っております。

それと、今後の、専門職主事を配置して社会教育をやっていたところのスキルの低下といいますか、そういったものを御懸念されるのは分かりますけれども、今でも32館のうち7館は専門職主事がないところがあります。それでもきちっと社会教育というのはやっていますし、会計年度任用職員の中でもベテランの職員がおります。これからさらに研修とかを積んで、そのほかの職員に対しても知識とかスキルの向上、そういうのは図っていききたいし、公民館で差が出ないように均衡を図っていききたいというふうに思っております。

それと、先ほど申しましたとおり、毎年度事業評価をやるということで、それは社会教育課と連携してやりますけれども、そういったところで穴埋めといいますか、今の公民館の社会教育活動というのが低下しないようにしていきたいというふうに思っております。以上です。

○西岡真一委員

ちょっと関連で。少し気になりましたけれども、労働基準法とか、そういう労働法規関係に照らして、これは恐らく、不合格になった方は、要するに市役所から解雇という形になると思いますので、この解雇の事由として、ちゃんと該当するのかなのか、いろいろあったと思います。職の改廃とか事業量の縮小とか、解雇できる場合の事由というのはいろいろあったと思いますけれども、あるいは解雇するに当たって、要するに、雇用継続のための努力を尽くしているかどうかとか、その辺のチェックはどうでしょうか。

○大坪公民館支援課長

最初に申し上げましたけれども、専門職主事というのは非常勤職員になりまして、3年で更新という形を取っております。今年度末がその更新の時期になりますので、解雇ということではございません。任期満了ということになります。

○福井委員

今回ちょっと地元の公民館の皆さん方と話をすると、懸念は、とにかく一つ言われているのは、何で市長部局なのかというニュアンスがちょっとあって、要するに教育委員会から変わって、それで今度は市長という立場での直轄になるんだけれども、素朴な質問みたいなのが一つ出ていたのは、市長部局になることによって仕事の質とか量が変わってくるんじゃないかと。そういうことについては、正式なコメントというのはどんなふうになるんだろうかということをやちょっと疑問として出ていたんだけど、その辺は変わらないということでもいいわけですか。

○大坪公民館支援課長

公民館という性格は変わりませんので、業務について変わるというところはありません。ただ、市長部局に行くということで、今までよりも市長部局の各課と一緒に事業を進められるという利点はあるかなと思います。なので、公民館の職員が、公民館としても心配されているようであれば、業務量として増えるということは一切ありません。

○福井委員

先ほど松永憲明委員も言われたけれども、やっぱりその辺のコミュニケーションというかな、面接されたとはいうものの、何かその辺が、例えば面接の中でも、疑問に思っている、聞けなかったりとかということがあるとすれば、その辺をきちんとした立場で対応していただくということが必要になると思うので、それはぜひお願いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○大坪公民館支援課長

年が明けましたらまた公民館職員を対象に、市職員となつてからのスキルとか、また必要なスキルとかありますので、そういったところの研修会を開催する予定にしております。以上です。

○古賀地域振興部長

補足ですけれども、今回、非常勤職員から正規職員になりますので、例えば災害の応援とか、そういうのは我々も当然自分の部署以外のところに行ったりしますので、そういうところは、当然、出てくると思います。正規の職員ですので、退職までずっと働いていただくということで、市全体で緊急やむを得ない場合の仕事とか、そういうのは当然、正規職員としては出てくるというふうに認識しております。以上です。

○福井委員

今、部長おっしゃったようなところというのは、やっぱり原則になってくるから、そこはちゃんと言っておかないと、その認識だけでも変わると思いますよね。その辺をきちんと対応すべきだと思います。ということで、年明けの分については、その辺は大前提だということを話し合っていていただく必要があると思いますので、よろしゅうございますか、その辺は。

○大坪公民館支援課長

市職員としての業務は大前提ということをきちっと説明していきたいというふうに思います。

○松永憲明委員

恐らく公民館職員の組合もあると思うんですよ。もしそちらのほうから、正式に協議の申入れがあった場合は、誠心誠意対応していただくということですか。

○大坪公民館支援課長

誠心誠意というところですけど、まずは協議にきちっと向き合いたいというふうに思い

ます。

○白倉委員

今、職員の話でちょっとあれしたんですけれども、私のほうからは、ちょっと基本的な考えをもう一回確認させてください。そもそも地方教育行政の法改正によって、市長部局に置けるようになったということは理解できるんですよ、時代の流れというのもありますしね。ただ、教育委員会というのは、社会教育法の中で、今我々は地域活動の中に地域コミュニティ、高齢者とかその辺に目が向きがちですが、生まれた幼児からずっと生涯を通しての社会教育をつかさどるところが社会教育法の中で据えられた公民館なんですよ、そもそもは。それが首長部局に置かれることによって、もちろん、地域振興課とか実際の仕事のスムーズさとか、その辺は分かりますが、一方では、きちっと気をつけて判断していただかないといけないのは、その自治体の首長が変わることによって社会教育の考え方が変わったら困るわけなんですよ。だからこそ、学校教育と社会教育は教育委員会という中で、首長と独立した機関として置かれていたわけなんですよ。ですから、もともとそういったことがありますので、それは根本ですよ。ですから、佐賀市の場合はそのあたりをどのように判断されて首長部局に、ただ仕事がやりやすいとかスムーズに行きやすいとか、そういうもんだけじゃないと思っていますから、そこをしっかりと説明していただきたい、まず。

○大坪公民館支援課長

委員がおっしゃいましたように、社会教育というのが基本になるかと思うので、公民館で行っていることだけが社会教育ではなくて、教育委員会の社会教育課で行うところが全ての社会教育になってくるかと思えます。ですので、先ほど部長が申しましたように、教育委員会、社会教育課と十分協議しながら、この社会教育の部分については担保していきたいというふうに思っております。以上です。

○古賀地域振興部長

補足で、確かに委員がおっしゃるとおり、公民館というのは社会教育施設です。その位置づけというのは変えるつもりはございません。ただ、公民館の活動を見ていただくと、やっぱり社会教育だけでなく、今、コミュニティの場にもなっているわけですね。地域活動室というの、今、新しい公民館にはつくって、そこでまちづくり協議会とか、青少協とか、自治会とか、いろんな方々が活動されているんですね。ですから、地域の活動の場でもありますので、それはどちらかという市長部局のテリトリーになります。当然、今までの社会教育という考え方と活動は続けながら、こういった時代の流れで、そういうふうなコミュニティも大切にすることになってきましたので、どちらに置いたほうがいいのかということで、我々としては、機動力がさらに増す首長部局に置くと。ただ、委員がおっしゃるように、政治が教育部門にいろんなことを言う、口を出すのはいけないというのは確かにあると思います。そこは聖域だと思います。そのための総合教育会議と

いうものを国の制度が変わって、毎年1回は教育委員と首長で話し合いを持ちなさいということも決められました。ですから、そこで、もしそういった行き過ぎたところがあれば、教育委員のほうから首長のほうに意見を言うていただくし、首長は今、首長所管でどういふことをやっているかというのを求められたら、きちっと説明をすると、それで均衡が保てるのかなというふうに思っております。以上です。

○白倉委員

社会教育の活動の担保と、それと首長は選挙で選ばれる人ですから、それによって社会教育の意向といたしますか、思惑、細かいことはいろいろありますよね。だけど、そういうことも教育委員との会議によって、きちっと担保されるということが根底にきちっと据えられているわけですね。

それで、私たち議会は、この条例の制定とか、それを変えるときなんか教育委員会の意見を聴かなければならないという一言があるんですね、議会の役割としてですね。そのために、先日、事務局のほうから送っていただいた条例案に対する意見について、これは教育委員会のことで、認証されましたというふうな一文と、きちっとした公印を押して、川原田議長宛てに中村教育長から送っていただいた資料も見させていただきました。送っていただいた文章の中に、私たちがちゃんと意見を聴きたいと、私は議員の一人として聴きたいんですよ。ただ、現実的に日程の都合とか、次の教育委員会がいつ開かれるのか教えてくださいと、行ければ傍聴に行きたいと思えますと、この採決に当たってですね。というふうな申入れをしていたんですが、持ち回りといいますか、もう既に議会の始まる前の教育委員会じゃなくて、10月27日に開催された定例委員会において、この所管を市長部局に変更するなど、管理及び運営方法の見直しに伴う条例の改正について協議がなされ、承認されたという文書をいただいております。ですから、定例会の中で承認されたということなんですが、10月27日の教育委員会の会議資料を私ずっと読んでんですけども、特段このことに関して、けんけんがくがくいろいろされたようなところが見当たらないんですよ。それなら、7月の教育委員会のほうがよほど活発に、この件に関しては話されている。だから、この議案が承認されたということは何をもって言われるんですか、10月というのは。これをもう一回、10月にきちっとかけたんですか、採決かなんかで。それか、最近は何か持ち回りで承認を電話で得ていったんですか、どういうふうな方法でされましたでしょうか。

○大坪公民館支援課長

この条例案につきましては、議案として10月27日の定例教育委員会のほうにかけさせていただいて、承認いただいたということです。

○白倉委員

ちょっと私が探し切れないのか、10月27日に、条例案の可決をされる前に、これは私たち議員としてしっかり聴いておかなければいけないので、どういう意見が出されたでしょ

うか。

○大坪公民館支援課長

今年5月26日に開催されました、教育委員会の研修会の中で、こういった所管替えの話を説明させていただいております。この中で、委員から、公民館の教育機能が低下しないように配慮して実施して欲しいというふうな御意見をいただきました。以上です。

○白倉委員

10月27日の定例教育委員会において、条例について協議がなされ、承認されたという文書をいただいているんですね。10月27日にどういう協議内容が出ましたかという質問でございます。

○大坪公民館支援課長

申し訳ございません。10月27日の定例教育委員会について、この議案に御意見というのとはなかったです。

○白倉委員

7月の時点ではやっぱりいろんな懸念される声とか心配の声が教育委員会に出ていたんですね。それと同時に、私たち個人的にも公民館長から、何とかな、これからのことに心配される部分と、やっぱり社会教育法において心配される部分とかもいろいろありますよ。ですけれども、10月27日にこの条例案が市長部局に変更することなど、管理及び運営方法の見直しに伴い関係条例について協議がなされ、承認されている。協議がなされていないんでしょう、10月27日は。だから、この改正した、承認されたこと自体は、10月27日で間違いはないんですか。いろいろ協議があったのは7月、ほとんど出ていないですもんね。

○大坪公民館支援課長

先ほど申し上げました部分で、5月26日に教育委員会の研修会で説明し、今、委員が言われている7月というのは社会教育委員の会議になる。

○白倉委員

10月27日の教育委員会では、特段意見は出されなかったと、今さっき言われましたけれども、意見は出されなかったけれども、ここには協議がなされてと書いてあるんですけれども、承認されたということなんですか。

○大坪公民館支援課長

はい、承認いただきました。

○白倉委員

そうしましたら、これで最後にします。教育委員会で、私たちが拾い読みしたり、聞いたりするのは、間違った判断があったらいけませんので、教育委員会で5月で説明されて、私たちの研究会でもお話がありました。その後の教育委員会のこの件に関する会議というのは、5月以降、何回されたのか分かりませんが、これは法的な部分ですから、その日付と、教育委員会でなされた意見を教えてください。

○大坪公民館支援課長

佐賀市の教育委員会においては、5月の研修会、それから10月の定例教育委員会の2回、5月に説明し、10月に条例議案として提出したという、この2回になります。いただいた意見としましては、先ほど申し上げましたとおり、公民館の教育機能が低下しないよう十分配慮してほしいということをおっしゃいました。

○白倉委員

教育委員会としての意見は分かりました。

同時に社会教育委員にも、5月時点ぐらいで諮られていますよね。社会教育委員というか、各公民館長会か何かでですね。そのときに出された意見はどのようにまとめられましたか。

○大坪公民館支援課長

社会教育委員の会議等でも、教育部分の担保というお話がありましたので、そういったところについては十分やっていきたいというふうに回答させていただいているところです。

○白倉委員

出された意見はどういうふうな意見が出されて、それに回答されたのでしょうか。ただ漠然とした、機能低下しないかというふうな意見だったらそれでいいと思うんですけども。

○古賀地域振興部長

32の公民館の館長から意見をいただいていますけど、それを全部申し上げたほうがよろしいでしょうか。かいつまんで言いますと、懸念はない、身分を保障してもらっているし、自分の働き方も変わっていないと、そういう意見ですね。それと、今コミュニティの拠点という目的が大きくなってきているという意見があれば、公民館が使いやすい施設ということを他所管が築いてきたのではないかとか、市の下請のようになっていいのかとも思うけれども、時代の流れかなという意見とか、あと、公民館を行政の仕事として活用したがつている部分もあるのではないかとか、いろんな意見をいただいていますけれども、ほかにいろいろずっと御説明したほうがよろしいでしょうか。

○白倉委員

今、主立った意見がそれとお考えなら、もうそれで結構でございます。

それと、財政的な部分なんですけれども、市長部局に今度教育委員会から移ることによって、例えば、財政がちょっとスリム化されるとか、取りにくくなるとか、逆に取りやすくなるとか、その辺はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○大坪公民館支援課長

財政が取りにくくなるということは考えておりません。逆に市長部局になって財政的によくなる部分があればというふうに思っています。

○松永幹哉委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑がないようですので、第121号議案の質疑を終わります。

次に、第133号議案及び134号議案ですが、いずれもコミュニティセンターの指定管理者の指定についてですので、一括して審査したいと思います。執行部に議案の説明を求めます。

◎第133号議案 佐賀市立富士南部コミュニティセンターの指定管理者の指定について
説明

◎第134号議案 佐賀市立富士北部コミュニティセンターの指定管理者の指定について
説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。質疑ある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑はないようですので、第133号議案及び第134号議案の質疑を終わります。

次に、第135号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第135号議案 佐賀市民運動広場等の指定管理者の指定について 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から質疑をお受けします。質疑ある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、第135号議案の質疑を終わります。

次に、第110号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第110号議案 令和2年度佐賀市一般会計補正予算(第9号)中、歳出2款(1項18目を除く)、10款5項2目、6項、第3条(第3表)市民活動応援事業、勸興公民館建設事業、東京2020オリンピック聖火リレー運営経費 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。質疑ある方は挙手をお願いします。

○久米勝博委員

本庄公民館の外壁の改修工事なんですけれども、工事内容はどんな改修なされるんですか。

○大坪公民館支援課長

先ほども申し上げましたように、本庄公民館が、今年9月の9号台風の風の影響で外壁のしっくい剥げてしまった状況にありますので、そこをきれいにしてもう一度しっくいを

塗り直す工事をしたいと考えております。

○久米勝博委員

今回はしっくい部分だけということで、下の板壁、あそこは建設したときに、柿渋を町民みんなで塗って防腐剤の代わりにしていたんですけれども、その下の板の部分も大分腐食が、ちょっと上がった旨、見てきたんですけど、板壁の部分も結構腐食が進んどったようなんですけど、そこら辺は、上の白壁だけですか。

○公民館支援課施設整備係長

今回、本庄公民館につきましては、まずは台風で損壊があったところをこの予算に関しては考えています。それで、御指摘のとおり、板壁については本庄に限らず、かなり老朽化が進んでいる部分もありますので、そこについては随時対応していきたいと思っておりますので、今回の予算はあくまで白壁の部分というふうになります。以上です。

○久米勝博委員

そしたら、白壁部分は、全体か、その部分的なんですか、どっちですか。

○公民館支援課施設整備係長

白壁の部分で、特に西面と東面のところの剥離がひどうございましたので、改修部分については、そちらのほうになる予定です。

○福井委員

地域振興部6の第110号議案の、公民館予約システムの導入の部分で、ウェブ導入によって、要するに利用の手続をするということですが、結構高齢者の活用が多いということで、現場に見えて、ウェブはウェブでこれは24時間対応みたいを書いてあるわけですが、例えば土曜日にウェブで予約しとって、月曜にお見えになりました。公民館の職員が来た、8時半か9時頃に高齢者が見えた、同じ部屋を予約したみたいになったときに、恐らくバッティングするような問題が起こりやせんのかなという気がするんですよ。それで、職員が来た月曜の時点で直接書いたほうが優先なのか、ウェブでその前に、極端に言うと、どっちが優先なのかという、必ず問題になると思うんだけど、この辺のことは考えられていますか。

○大坪公民館支援課長

現在も運用でしているんですけども、まずは地域の方が公民館利用は優先になりますので、まず、両方同時になった場合についても、一つのシステムで管理しますので、そうなった場合はやっぱり先に入っていたほうが優先されると思います。

○公民館支援課公民館支援係長

まず、ウェブのほうで予約された分については、仮予約という表示になることを想定しています。仮予約が入っている分については、職員が月曜日に出てきて審査して、使える内容なのかどうかというのをチェックして、オーケーであれば、まずそこを承認するという形になるかと想定しています。

○福井委員

だから、その辺のことをよく徹底しないと、各種団体で高齢者の方は結構使われているので、恐らく高齢者の方もウェブで申請というよりは早く行かんばねということになったりなんかすることを考えてみると、平等性みたいな観点からすると、おかしいじゃないかということも必ず出てくると思う。その辺のことを周知徹底しないと、必ずこの問題は、簡単な問題に終わらんだろうと思いますよ。その辺のことを執行部は考えておかないと、私はウェブなんかできないと、必ずもう耳に聞こえてくる。それで、しかも大体、公民館の職員がいるのは金曜日までやろうもんということになった場合に、そういうことが起こってくるんで、その辺のことをよくよく対応しておかないと、恐らく、今の時点からもそういう声が出ているんです。その辺いかがですか。

○大坪公民館支援課長

システムを開発していく中で、今、委員が言われたような懸念も、できるだけ払拭できるようにやっていきたいと思います。

○公民館支援課公民館支援係長

窓口に来られる方も当然想定しておりますので、そういう場合は、職員が聞き取りしながら入力するとか、入力の仕方を教えながら、本人に入力してもらおうとか、そういうことも想定しております。

○白倉委員

同じ項目で質問しようと思っていたんですが、今回、予約システムのタブレット、私が聞き漏らしていたら申し訳ないんですが、タブレットですよ。何台というか、各公民館1台ずつという感じなんですか、ちょっとその辺詳しくお願いします。

○大坪公民館支援課長

各公民館に1台ずつと考えています。

○白倉委員

公民館はほとんどデスクトップのパソコンがありますよね。だけれども、これはあえてタブレットにされているのは何か理由があるのかというのが1点。

それと、同じ総務管轄で、消防防災関係だったと思うんですけども、各公民館に1つつタブレットを置くというふうな話、議案があったんですね。それを、これは前回か、ちょっと私、記憶がごめんなさい、公民館で必要なときに使うだけであって、あとは書庫にしまっておくのかという話があって、そうではなくて、書庫にしまわずに、いざ必要なとき、防災関係だと思えます。しまわずにどんどん公民館で慣れるように活用されたらどうですかというのがタブレットだったと記憶しているんですよ。それで、こっちもタブレット、例えば上手に1台のタブレットで使い回しできないのかというのが2点目、従来の持っているものだったらだめなのか。

○公民館支援課公民館支援係長

こちらにはタブレット等ということで書かせていただいておりますけれども、例えば、利用された後に利用実績等を入力してもらうように、窓口等で入力できるようにということで考えておりますので、職員が持っているパソコンでは対応は難しいと思っています。

それで、タブレット等とは書いておりますけれども、i P a dとかだとサイズが小さいので、高齢者にはちょっと厳しいのかなということで考えております。もうちょっと大きなサイズの、タッチパネル式のモニター等も今後選択肢に入れながら、その辺は考えていきたいと思っております。大きい画面であれば、例えばサイネージとかで、その日の行事とかを表示するとか、そういうこともできますので、ちょっといろいろその辺は検討させていただきたいというふうに思っております。

○白倉委員

いろんな機種も含めてこれから勘案されていくということで、利用者もそこに何に使えるましたとか、その辺も全部同じように使うようにするという事なんですね。

それともう一つ、他のセクションとの共有というか、それは考えていないということですね。そういうふうに活用される部分だから、私は、もう一つ、前回上がっていたのは、そんなにめったに使うもんじゃないので、常時公民館の中で活用されてはどうですかという意見が出ていたので、それを使われたらどうですかと、共有されてと言ったんですが、それは無理なのかどうなのか、そこのところをはっきりと返答をお願いします。

○大坪公民館支援課長

先ほども申し上げましたように、消防防災課でそろえるi P a dだとちょっと画面が小さいので、高齢者の方とかにはもう少し大きい画面のほうがいいかなということで、こちらは、それはそれで整備させていただきます。当然、そういったi P a dを消防防災課がそろえて、日頃公民館のほうでも使っていていいというようなお話がありますので、システムのほうにも何らかできれば、そういったところを検討したいと思います。

○公民館支援課公民館支援係長

少し大きいモニターですと、例えば公民館でやる事業にも活用することができるのかなというふうに考えておりますので、その辺も含めて検討したいと思います。

○白倉委員

その辺も含めて検討していただくなら、また消防防災課のi P a dと使い分けが違うんだらうなと思いますが、それだったら、この予算で大丈夫なんですか。今考えられていることを述べられましたが、この予算づけで全公民館分、大丈夫なんでしょうか。

○公民館支援課公民館支援係長

予算内でできるものを購入していきたいと思っております。

○村岡副委員長

ウェブでの予約システムという、今、佐賀市のスポーツ施設も同様な形でやられていると思うんですけども、これと同じようなイメージというふうに捉えていいのか、今の

システム上の運用とかも同じ地域振興部の中でされていますので、そういったノウハウとかもしっかり共有していただければと思うんですけど、その辺いかがですか。

○公民館支援課公民館支援係長

現在、佐賀市の施設予約システムがございまして、その中でスポーツ施設等は予約ができるようになっています。公民館についても、その中に入れ込むことができないかということで検討しましたがけれども、ちょっといろんな業務の効率化等を考えた場合には、少し機能的に今のシステムでは難しいのかなということで考えております。それで、今の施設予約システムの少しバージョンが上の部分であれば対応ができるということも業者のほうから情報として聞いておりますので、その辺まで含めて検討していきたいと思っております。

○西岡真一委員

従来の予約のやり方も継続するというんですけど、そうすると公民館の現場では、システムでやる分と今までの紙で管理していた部分と2系統になるということでしょうか。

○大坪公民館支援課長

公民館の窓口で受付をするというのは、先ほど言いましたタブレットを使って職員が予約を入れたりとか、職員が教えながら、来られたお客さんにタブレットを操作してもらったりとか、そういったことを考えていますので、紙でというのは想定しておりません。

○西岡真一委員

そうすると、利用後、予約システム利用報告を入力と、これは職員がいない時間帯にも使っていますので、それは大丈夫なんでしょうか。例えばタブレットですと、持っていかれてしまったりとか、そういうおそれもあると思っておりますけれども。

○大坪公民館支援課長

公民館には管理人がおりますので、管理人の管理の下で操作していただくというふうにしたいと思います。

○西岡真一委員

そうね、管理人ね。その管理人が恐らくタブレットは、なかなか扱うのは難しいと思っておりますので、そこら辺はよろしくお願ひしたいです。

あと、これはランニングは幾らぐらい予定されていますか、導入後。

○公民館支援課公民館支援係長

まだ導入するシステム自体がちょっと明確に決まっているわけではないので、ちょっとランニングについてはっきりは言えないんですけども、できるだけランニングは低く抑えたいというふうには考えております。

○白倉委員

今の関連なんですけれども、今回上がっている委託料というのはシステム開発委託料で、確認ですが、機種も含んでいるんですか。例えば、工事というか、ランニング工事とか、ここは799万6,000円の内訳はどんななっているんですか。

○公民館支援課公民館支援係長

これはシステムの開発にかかる経費ですので、ハード的な部分というのはタブレット等以外にはございません。基本的にはサーバーは、業者側で持ってもらって、ウェブ上のシステムという形になると想定しております。

○白倉委員

ウェブ上のシステムで、この779万円、これは全公民館分ということで、あとハード的なものは、いつそろえるんですか、予算的には。

○公民館支援課公民館支援係長

ハード的なものは、タッチパネル式のタブレット等のみになります。システムの機器としての機械というのは、今回想定しておりません。

○白倉委員

タッチパネルの購入費に全て含まれるということですか。

○大坪公民館支援課長

備品購入費で別に187万円計上させていただいておりますので、そちらのほうで購入予定です。

○白倉委員

分かりました。

その備品購入費で186万9,000円、先ほど私がちょっとお尋ねしている、どういう形のものを買われるんですかと、これが全公民館に対応する金額かどうか、32館で割って、予算内ですと言われましたけれども、どんなでしょうね。というのが、何でこんなことを聞くかといったら、これ自体はコロナ交付金対応ですよ。新型コロナの交付金対応ですね。これこそウェブ予約システムなんてそれにぴったりの事業だと思うんですけども、先ほどどういう機種でどういうふうにされるんですかと聞いたときに予算内ですということをお聞きしましたが、帯に短したすきに長しみたいな感じじゃなくて、もっと十分に検討してやっていただきたいという思いがあるものですから、これで十分ですかということをお聞きしたんですね。どうですか。

○大坪公民館支援課長

予算を算定するに当たりまして、こういったシステムの開発の業者から見積り等も取りまして、この予算で大丈夫だということで計上させていただいております。

○福井委員

導入スケジュールで、ちょっと改めて見て、本格稼働は再来年ね。ということは、つまり言ってみれば、公民館のほうにも、要するに地域住民にもその辺のことを十分に熟知させていただくというか、その辺のことを今からしとった方がいいと思いますよ。突然という感じで見よったら、スケジュールを見たら再来年なんで、その辺までずっと、もちろんシステムをずっと組み立てることに努力されるでしょうし、逆に言うと、何でこんなにかか

るのかなという疑問も起こるけど、こんなもんですか。それと、やるならば、きちんと対応しなさいということです、2つ。

○公民館支援課公民館支援係長

システム改修についてはできるだけ早くしたいと思っておりますが、おっしゃるように、やはり住民に対する周知期間というものも一定確保する必要があると思っておりますので、その辺まで含めて開発はできるだけ早く、一定の周知期間を取るということで進めていきたいと思っております。

○松永幹哉委員長

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で地域振興部に関する議案の質疑を終わります。

地域振興部の職員の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○松永幹哉委員長

それでは、本日の審査に関して現地視察の希望はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

現地視察はないようですので、これで当委員会に付託された議案の審査を終わります。

次回の委員会は、明日12月15日火曜日の午前10時から、採決、まとめを行いますので、よろしくをお願いします。

以上で本日の総務委員会を終了いたします。

令和 年 月 日

総務委員長 松 永 幹 哉